

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成26年7月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成26年7月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人南葉
- 3 代表者の氏名
久保田 洋子
- 4 主たる事務所の所在地
上越市大字茨沢 156 番地 1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、新潟県上越地域の範囲において、要介護者であって痴呆の状態にあるものについて、共同生活居住において、家庭的環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう寄与することを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、新潟県上越地域の範囲において、要介護者であって<u>認知症</u>の状態にあるものについて、共同生活居住において、家庭的環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう寄与することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>認知症</u>対応型共同生活介護事業</p> <p>(権能)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び<u>活動</u>予算並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び<u>活動</u>決算</p> <p>(6)、(7) (略)</p> <p>(8) 借入金（その事業年度内の<u>収益</u>をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。） その他、新たな義務の負担及び権利の放棄</p> <p>(9)～(10) (略)</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第39条 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、新潟県上越地域の範囲において、要介護者であって<u>痴呆</u>の状態にあるものについて、共同生活居住において、家庭的環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう寄与することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>痴呆</u>対応型共同生活介護事業</p> <p>(権能)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び<u>収支</u>予算並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び<u>収支</u>決算</p> <p>(6)、(7) (略)</p> <p>(8) 借入金（その事業年度内の<u>収入</u>をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。） その他、新たな義務の負担及び権利の放棄</p> <p>(9)～(10) (略)</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第39条 (略)</p>

<p>(1) ～(3) (略)</p> <p>(4) 財産から生ずる<u>収益</u></p> <p>(5) 事業に伴う<u>収益</u></p> <p>(6) その他の<u>収益</u> (事業計画及び予算)</p> <p>第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>活動</u>予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。 (暫定予算)</p> <p>第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<u>収益費用を講じる</u>ことができる。</p> <p>2 前項の<u>収益費用</u>は、新たに成立した予算の<u>収益費用</u>とみなす。 (予備費の設定及び使用)</p> <p>第44条 予算超過又は予算外の<u>費用</u>に当てるために、予算の中に予備費を設けることができる。 (事業報告および決算)</p> <p>第46条 この法人の事業報告書、<u>活動計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略) (定款の変更)</p> <p>第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>事項</u>については、所轄庁の認証を得なければならない。</p>	<p>(1) ～(3) (略)</p> <p>(4) 財産から生ずる<u>収入</u></p> <p>(5) 事業に伴う<u>収入</u></p> <p>(6) その他の<u>収入</u> (事業計画及び予算)</p> <p>第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>収支</u>予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。 (暫定予算)</p> <p>第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<u>収入支出</u>することができる。</p> <p>2 前項の<u>収入支出</u>は、新たに成立した予算の<u>収入支出</u>とみなす。 (予備費の設定及び使用)</p> <p>第44条 予算超過又は予算外の<u>支出</u>に当てるために、予算の中に予備費を設けることができる。 (事業報告および決算)</p> <p>第46条 この法人の事業報告書、<u>収支決算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略) (定款の変更)</p> <p>第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>軽微な事項</u>を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。</p>
---	---